

第 1 5 6 6 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 7 月 2 7 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 5 時 2 5 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

第 23 号 平成 30 年 7 月豪雨に係る対応状況について (総務課)

第 24 号 島根県総合教育審議会委員の改選について (総務課)

第 25 号 学校におけるブロック塀等の安全確保について
(教育施設課・教育指導課)

第 26 号 島根県社会教育委員の改選について (社会教育課)

第 27 号 島根県立図書館協議会委員の異動について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第 6 号 平成 31 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について
(教育指導課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第 4 号 平成 31 年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

————— 以上資料により協議

(報告事項)

第 28 号 平成 30 年度地方教育行政功労者表彰について (総務課)

第 29 号 いじめの「重大事態」発生報告書について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
新田教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
門脇教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
濱村地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
米原福利課長	公開議題
倉崎教育センター教育企画部長	公開議題
山根総務課総務グループリーダー	議決第4号
城市総務課企画員	議決第4号
熊谷教育指導課企画幹	議決第4号
三原教育指導課企画幹	議決第4号
野中特別支援教育課指導主事	議決第4号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記
三浦総務課課長代理 全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー 全議題
小村総務課企画員 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	出雲委員	

○新田教育長 初めに、教育長就任に当たりの御挨拶を申し上げます。

7月6日の県議会において任命の同意をいただき、7月11日付で教育長に就任した。教育の充実を初めとする教育委員会所管業務の推進に向け、誠心誠意努めてまいりたい。

特に、島根で育つ子どもたちがこれからの新しい時代に対応できる力を身につけるとともに、島根に愛着と誇りを持ち、心豊かに成長できるような環境を整えていくことが重要であろうと考えている。

教育委員の皆様のご格別のお力添えと御協力をよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○新田教育長 教育長職務代理者は、引き続き森委員にお願いしたので報告する。

(報告事項)

第23号 平成30年7月豪雨に係る対応状況について (総務課)

○仁科総務課長 豪雨の被害状況と対応について、資料1の1をご覧ください。

まず県内の被害状況であるが、7月6日、臨時休校したところが4校あった。また、あわせて、同日終業時間を早めた学校が高等学校17、特別支援学校2、小学校33、中学校12、それと市町村立の高等学校1というような状況であった。(3)施設被害の状況について学校用地ののり面の一部崩落が2校あった。ただ、幸い両校とも、法面の規模としては小規模なものであった。また、校舎本体からは離れた場所で、特段の問題はなかった。

対応状況についてである。公立学校への転入学相談、それから被災した児童生徒へのカウンセリングということで、7月19日に江津市の桜江小学校の方へスクールカウンセラーを派遣している。

こうしたことに対応するための専決予算の概要、要するに議会の承認を得る前に緊急を要するため専決処分したということで、表にあるとおり、県立学校の方について、入学検定料であるとか入学料、授業料の減免等々、また、図書、学用品、PTA会費等の給付、小・中学校において就学支援を行っている市町村を支援するというので、それぞれ所要の額を専決処分したところである。

○新田教育長 最後の3番は、専決予算ということで報告させていただいたが、7月20

日に専決処分を行っている。特に緊急を要するため、議会の招集をする余裕がない緊急対応ということで、知事が専決処分を行った。

このほか、例えば詳細な調査が必要であったり、設計を伴うといったような予算措置も今後必要になるかと思う。そういったものは、次の議会でさらに補正予算案として提出するという流れになるかと考えている。

○森委員 このたびの豪雨で、江津の桜江地区というのはかなりの範囲でもって水に浸かった。桜江の八戸川近辺の川越では、床上浸水、300戸のうちの200戸ぐらいは床上で浸かって、私もその後しばらくたってから国道261号を通過してみたが、余りの想像を絶する状況で、国道が完全に水没して、両脇の立ち木の幹の半分以上のところにごみがひっかかっている状態であった。そして、高い方の家でも、1階は全部あけっ放し、畳も出しているという状況だった。桜江小学校、中学校に在籍している子どもたちのお家もかなりの被害も受けているし、状況としてもかなりひどいもので、恐怖を感じたことだと思う。すぐにこのスクールカウンセラーの方を派遣していただいたのは、本当に助かると思った。

今後も、まだまだ復旧には時間のかかることだと思う、ぜひ県の方からも手を差し伸べていただきたい。

○新田教育長 お話があったカウンセラーの派遣ということで、こういった地元が必要としている要望については、極力速やかな対応を図っていきたいと思っている。

○浦野委員 このたび被災された児童生徒の皆さんの中で、余儀なく転入学された子どもさんはどれぐらいの人数がいるのか。

○福間学校企画課長 現在のところ、被災による転入学の情報はない。

○真田委員 公共の交通機関等も被害を受けており、県立の場合、通学範囲広いが、その代替の交通機関とか、通学の手段の確保の状況がどうなっているか。

○村本子ども安全支援室長 交通機関の状況が悪くて学校に通えないという状況は聞いていない。

———原案のとおり了承

第24号 島根県総合教育審議会委員の改選について（総務課）

○仁科総務課長 総合教育審議会の具体的な役割について、口頭で説明させていただく。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は毎年、事務の執行状況について点検・評価を行い、報告書を作成することとなっている。また、報告書作成に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとなっており、この総合教育審議会がその活用場ということで、事前審議をいただいているところである。また、教育基本法において、教育の振興のための基本的な計画を定めることが努力義務とされている。本県では、平成26年に第2期のしまね教育ビジョン21を策定したところであるが、これに関し、当審議会に諮問し、答申を受けている経緯がある。

このたび委嘱する委員の任期としては、平成30年8月9日から平成32年の8月8日までの2年間である。

2の3をご覧いただきたい。総合教育審議会規則の第2条の2項の1号から5号まで掲げているように、学識経験、また教育委員会の教育長、団体の役員、公募、教育委員会が必要と認める者といったような区分に応じ、このたび委員を委嘱した。委員の委嘱状況については資料の2の2のとおり、島根大学の肥後先生以下11名の方に委員の委嘱をさせていただいている。

○新田教育長 毎年度、教育委員会の点検・評価ということで、この教育委員会会議でも御審議いただき、先ほど報告があった、この総合教育審議会の方でも意見をいただく。その点については県議会のほうに最終的には提出し、また審議いただくようになる。それをまた翌年度以降の施策運営に反映させるという位置づけとなる。

———原案のとおり了承

第25号 学校におけるブロック塀等の安全確保について（教育施設課・教育指導課）

○高宮教育施設課長 6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、通学路である小学校のプール、これのブロック塀が倒壊して児童が亡くなるという事故が発生した。この事故を踏まえ、翌日、文部科学省から通知があり、その内容について速やかに県

内市町村教育委員会及び県立学校・特別支援学校に対し徹底の通知を行った。具体的には次の2点である。

ブロック塀等、この「等」というのは、補強コンクリートブロックづくりの塀、それから石づくりやれんがづくり等の組積づくりの塀、これらを総称しているが、これらについて安全点検や安全対策を行うとともに、学校施設の適切な維持管理を徹底すること。それから、地震による揺れを感じた場合に、身を守ること及び迅速な避難の指導の徹底、通学路の安全確認、これらの徹底の通知を行ったというものである。

さらに通学路の点検実施などの安全確保について、県内市町村における各学校への徹底の状況、それから点検の実施状況、今後の取り組み状況を調査し、把握を行った。その内容は次の2点である。

各学校に対しては、通学路の安全点検、通学時の安全行動の指導など安全確保について、全ての市町村が通知を既に行っていた。また、通学路安全推進会議等において、情報の共有や合同点検の実施などにより関係機関と連携した対応、これらを今後全ての市町村において実施予定であるということの確認を行った。

次に、ブロック塀における建築基準法の関係について、3 その他の建築基準法施行令の要件の欄をご覧いただきたい。ここに書いてある表は、補強コンクリートブロックづくりの塀の場合を例に主な要件を示している。①から⑤まで、主な要件を記載している。例えば①高さは2.2メートル以下とする。それから壁の厚さは15センチメートル以上とする。径9ミリ以上の鉄筋の配置を行う。④の控え壁、これは壁を支える壁のことだが、壁の長さ3.4メートル以下ごとに設置をする。それから、基礎の根入れは深さ30センチメートル以上などである。これらの基準は建築基準法施行令に記されており、この基準自体は1976年に施行令でブロック塀等に関する基準が設けられ、1981年に現在の基準に改正されたものである。したがって、この施行令が設けられる以前に設置されたブロック塀は多数あるが、これらについては違法という状態ではなく、既存の不適合という扱いになっているという状況である。

それでは、2の、学校敷地内におけるブロック塀等の点検状況、これを把握したので、別表により説明する。

資料3の2をご覧いただきたい。公立学校の一覧に表にしている。この集計の内容だが、現在、文部科学省が全国調査を実施している。それに基づいて調査をした島根県版の集計の内容になっている。文部科学省では今後、全国の状況を集約して公表を予定

しているということであり、島根県分について、先日集計が完了し終えたので、報告をさせていただきますというものである。

現状として、学校の種別、縦に、一番左に記載している。幼稚園から特別支援学校まで記している。

まず、①、学校数であるが、合計欄をご覧くださいと、公立学校では428校ある。②、ブロック塀が学校の敷地内にある学校数は74あった。その全長であるが、2316メートルである。次に、④から⑧だが、これは第1段階での調査ということで、外観に基づく調査を行った内容である。これが④から⑧である。まず、④をご覧くださいと、安全点検の状況についてであるが、外観に基づく点検が完了している学校は、ブロック塀を有する学校数②と同じ、全ての学校74校で調査を終えている。⑤、その点検の結果について、個々の高さ・控え壁等について問題がある学校数としているが、これが先ほどの建築基準法の施行令に適合しているかどうかという観点でのものになる。これが建築基準法施行令に適合していないものが30ある。うち、高さについて問題があるものが12あるという見方である。それから、劣化・損傷がある学校数25校あるが、これは建築基準法の施行令には適合しているが、現在、劣化とか損傷が見受けられるブロック塀がある学校数だということになる。⑥が、全体として安全性に問題があるブロック塀を有する学校数が37ある。中に、学校によっては施行令に適合しないもの、それから劣化・損傷のあるブロックのある学校、重複する学校もあるので、合計としては37の学校で、安全点検の結果、問題のあるブロックがあったということである。点検を踏まえた安全の対策、⑦だが、応急対策が完了している学校数、37のうち25、これは欄外、説明欄に(2)調査内容の⑦のところにも補足で書いているが、点検の結果、対策が必要なブロック塀等について、撤去もしくは注意喚起とか、近寄れない措置等、カラーコーンを置く等、そういったような安全対策も全て含んでおり、何らかの対処をした学校数だということであり、例えばもう全てを撤去したものに限ったわけではない。12の学校については、例えば敷地の奥地、奥にブロック塀が設置されてある等、普段生徒が近寄ることのないような、安全面に問題のないようなところには、特段早急な対応が必要ないということが認められている学校であるということでの差が生じているということである。⑧は今後対応する予定、30年度中、それから翌年度以降ということで対応するブロック塀の長さということになっている。⑨から⑩は第2段階の調査であり、先ほど説明した第1段階での外観に基づく点検では問題がなく、なおかつ撤去等の予定のないものについては、ブロックの内部までを点検をして

おくという、そういったようなものが第2段階である。例えば基礎の根入れ部分や鉄筋がきちっと入っているかとか、そういったようなものも検査をしているというのが第2段階である。まず、安全点検として、ブロック塀等の内部点検が必要な学校数が28あったが、その全てが⑩、完了している。その結果、何らかの対処や、対応が必要と認められたものが60メートル程度あったということになっている。

以上が公立学校のブロック塀の点検の結果であり、速やかに、問題があるものについては撤去等必要な対策を行っているということになっている。

資料3の3をご覧いただきたい。こちらは、以降、市町村立学校における市町村別の内訳の表を参考に添付している。資料の3の3が幼稚園の市町村別の設置なり点検状況。それから、資料3の4は幼保連携型認定こども園の市町村別の内訳、資料3の5が小学校における内訳、資料3の6が中学校の内訳、それから資料3の7が義務教育学校の内訳、それから、最後に資料3の8が高等学校、これは松江市立学校女子高校であるが、その1校分について記載している。

○森委員 学校敷地内のブロック塀については、今こういう点検が行われているということをお聞きしたが、いわゆる通学路において子どもたちがブロック塀のすぐ下を歩いていることが大変多いと思うが、各家のブロック等について、誰がどのように検査したり、注意をしたりとかするようになっているのか。

○村本子ども安全支援室長 通学路の安全点検については、先ほどの報告にもあったが、各市町村に通学路安全推進会議というような会議がある。これは主に交通安全について、もともとは対策を考えるということで、道路の設置者であるとか、教育委員会やさまざまな関係機関が集まってやるわけだが、この度は、これを受けて、市町村の通学路安全推進委員会等を含めて、指摘のあったような、通学路に関して危険な箇所の点検をしていくということを今後実施するという予定を聞いている。

○出雲委員 森委員からの指摘があったが、これはブロック塀だけのことではなくて、空き家なんか通学路沿いにあつたりとかして、それがもう劣化して放置されて、瓦が落ちているとかというようなところもよく見たりする。田舎の方だと、きちっと歩道が確保されてない、車道と同じ道路を子どもたちが歩いていたり自転車で通ったりというようなところもあつたりするので、通学路の安全確保という意味では、市町村の教育委員会等と今の協議会による調査などで、やっぱり危ないところは一刻も早くそういう何がしかの対策をとっていただきたいと非常に思う。

何かがあっては遅いかなと言いながらも、何かないと実際に信号機がつかなくなったりとかというような、そういう状況もあったりするので、市町村と連絡をとり合って、そういうところはやっぱり早急に直して行ってほしいなと思う。

○新田教育長 特に通学路の場合は、民間、個人の所有者、敷地内ということがほとんどなので、こういった協議会や市町村から注意喚起や協力要請というのが一番現実的には機能するのではないかと思う。市町村中心の対応にはなるが、こういったところへの点検、それから今言った注意喚起というふうなところでの働きかけをしっかりとやっていく必要があると思っている。

———原案のとおり了承

第26号 島根県社会教育委員の改選について(社会教育課)

○前田社会教育課長 資料4の1と4の2をご覧ください。社会教育に関する事項についての議論等をいただく県の社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、新たに2年間を任期とする委嘱を行った。

条例の規定では、定数は20人以内、任期は2年となっているほか、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験という4つの区分から委嘱することとなっており、この4区分ごとに各3名の委嘱を行った。

今回の改選に当たっては、委員の推薦をいただいている団体内部における異動がなかったこともあり、新任は家庭教育分野における、はまだ親子共育応援プログラムファシリテーターとして地域ぐるみで子どもも大人もともに育てる、ともに育つための活動を現場で幅広く実践しておられる吉本美和子委員の1名である。

委員12名の内訳は、男女ともに6名、東部地区5名、西部地区6名、隠岐地区1名、新任1名、再任11名となる。

———原案のとおり了承

第27号 島根県立図書館協議会委員の異動について（社会教育課）

○前田社会教育課長 資料5の1と5の2をご覧ください。島根県立図書館長の諮問に応じるとともに図書館サービスについての意見を述べていただく県立図書館協議会の委員に、このたび4名の異動があった。委員の推薦をいただいている団体内部における異動に伴う方が3名である。

資料5の2の上から2番目、島根県学校図書館協議会の森脇委員、同じく上から3番目、島根県高等学校図書館研究会の黒目委員、同じく上から8番目、山陰中央新報社の齋藤委員に就任いただくことになった。

また、同じく上から5番目、公共図書館の館長様の中から就任していただいていた、大田市中央図書館の錦織前館長が異動されたため、後任には同じ大田市中央図書館の靈山新館長に就任いただくこととなった。

任期は2年であるが、新たに就任いただいた委員の任期は他の委員様と同様に来年の6月18日までである。

委員10名の内訳は、継続6名、新規4名、男性6名、女性4名、東部地区8名、西部地区及び隠岐地区各1名となる。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

— 非公開 —

(議決事項)

第6号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について(教育指導課)

——以上原案のとおり議決

(協議事項)

第4号 平成31年度県立高等学校の入学定員について(学校企画課)

——— 以上資料により協議

(報告事項)

第28号 平成30年度地方教育行政功労者表彰について(総務課)

———以上原案のとおり了承

第29号 いじめの「重大事態」発生報告書について(教育指導課)

———以上原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 15時25分